湖西市条例第31号

湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月16日

湖西市長　田内治之

湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「製造事業」を「工場」に改め、「製造業」の次に「の用に供する施設又は施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理してこれを栽培することをいい、日本標準産業分類に掲げる小分類 011 の耕種農業に係る施設園芸に限る。）の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設」を加え、同条第 2 号中「物流関連事業」を「物流施設」に、「、中分類 50 の各種商品卸売業、中分類 51 の繊維・衣服等卸売業、中分類 52 の飲食料品卸売業、中分類 53 の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、中分類 54 の機械器具卸売業及び中分類 55 のその他の卸売業」を「の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）又は前号に規定する製造業若しくは大分類 I の卸売業若しくは小売業の分野に係る施設であって別に市長が定めるものを除く施設（流通加工等を行うものに限る。）」に改め、同条第 3 号中「及び小分類 391 のソフトウェア業」を削り、「製造事業」を「第 1 号に規定する製造業」に改め、同条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 9 号中「製造事業の用に供する事業所、物流関連事業の用に供する事業所、特定サービス事業の用に供する事業所」を「工場、物流施設」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 10 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 1 号を加える。

(14)　研究員　研究所において専ら開発又は研究の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 3 項又は第 4 項の博士の学

位を有する者

イ　学校教育法第104条第3項の修士の学位又は文部科学大臣の定める学位を有する者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務（以下この号において「同種業務」という。）に従事した経験年数が1年以上のもの

ウ　学校教育法第104条第1項の学士の学位又は同条第2項の文部科学大臣の定める学位のうち専門職大学を卒業した者に授与する学位を有する者で、同種業務に従事した経験年数が3年以上のもの

エ　学校教育法第108条第2項に規定する短期大学、同条第4項の専門職短期大学若しくは同法第1条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第83条の2第1項の専門職大学の前期課程若しくは同法第124条に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、同種業務に従事した経験年数が5年以上のもの

オ　学校教育法第1条に規定する高等学校を卒業した者で、同種業務に従事した経験年数が7年以上のもの

カ　アからオまでに掲げる者に相当するものとして市長が特に認めるもの

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

業種	要件
工場及び物流施設	(1)　取得する事業用地の面積が1,000平方メートル以上であること。 (2)　造成済みの事業用地を取得した場合にあっては取得後3年以内に、未造成の事業用地を取得した場合にあっては取得後5年以内に業務を開始すること。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。 (3)　新事業所の従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマーを除く。）にあっては100分の100、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあっては100分の50により換算した数）が業務を開始するときに10人以上であること。 (4)　既に県内に事業所がある特定企業等（当該企業並びにその親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。）、その子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。）及びその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をい

	う。）をいう。以下この表において同じ。）については、次のいずれかに該当すること。 ア　業務の開始に伴い、県内における従業員の数について、新事業所及び県内全ての事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数と用地を取得した日の属する月前 1 年の各月の末日の数を合計して 12 で除した数を比較し、前者が後者よりそれぞれ 1 以上増加していること。 イ　工場又は物流施設の業務の開始に伴い、県内における従業員の数が、県内全ての事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数と用地を取得した日の属する月前 1 年の各月の末日の数を合計して 12 で除した数とを比較し、前者が後者よりそれぞれ 0 以上 1 未満増加し、かつ、次に掲げる方法により算出した県内の全事業所における物的労働生産性（生産量を従業員の数で除した数をいう。）又は価値労働生産性（生産額を従業員の数で除した数をいう。）が、業務開始日の属する月から起算して 25 か月目から 36 か月目までの 1 年間の平均と用地を取得した日の属する月前 1 年間の平均を比較し、前者が後者より 10 パーセント以上増加していること。 (5)　既にこの条例に基づく奨励金の交付又は県内の他市町において同様の奨励金の交付を受けた企業等が行う工場又は物流施設の新設又は増設の場合にあっては、当該新設又は増設に係る設備投資に要する経費（用地取得費、造成工事費及び安全対策費を除く。）が、5 億円以上であること。 (6)　物流施設にあっては、別表 2 に掲げる設備のうち、2 以上の種類の設備を新たに有することとなること。
研究所	(1)　専ら研究又は開発の業務に使用する床面積が 200 平方メートル以上であること。 (2)　造成済みの事業用地を取得した場合にあっては取得後 3 年以内に、未造成の事業用地を取得した場合にあっては取得後 5 年以内に業務を開始すること。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。 (3)　新事業所の研究員の人数が業務を開始するときに 5 人以上であること。 (4)　既に県内に事業所がある特定企業等については、業務の開始に伴い、県内における従業員の数について、新事業所及び県内全

	ての事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数と用地を取得した日の属する月前 1 年の各月の末日の数を合計して 12 で除した数を比較し、前者が後者よりそれぞれ 1 以上増加していること。 (5)　既にこの条例に基づく奨励金の交付又は県内の他市町において同様の奨励金の交付を受けた企業等が行う研究所の新設又は増設の場合にあっては、当該新設又は増設に係る設備投資に要する経費（用地取得費、造成工事費及び安全対策費を除く。）が、1 億円以上であること。

別表第 4 を別表第 5 とする。

別表第 3 中「

ふじのくにフロンティア推進区域内の用地を取得した場合	製造事業（市長が指定したものに限る。）	100 分の 40
	製造事業（上記の製造事業を除く。）	100 分の 30
	物流関連事業	100 分の 30
	研究所	100 分の 40
	特定サービス事業	100 分の 30
ふじのくにフロンティア推進区域外の用地を取得した場合	製造事業（市長が指定したものに限る。）	100 分の 30
	製造事業（上記の製造事業を除く。）	100 分の 20
	物流関連事業	100 分の 20
	研究所	100 分の 30
	特定サービス事業	100 分の 20

」を「

フロンティア推進区域内の用地を取得した場合	工場（市長が指定したものに限る。）	100 分の 40
	工場（上記の工場を除く。）	100 分の 30
	物流施設	100 分の 30
	研究所	100 分の 40
フロンティア推進区域外の用地を取得した場合	工場（市長が指定したものに限る。）	100 分の 30
	工場（上記の工場を除く。）	100 分の 20
	物流施設	100 分の 20
	研究所	100 分の 30

」に改め、同表備考中「ふじのくにフロンティア推進区域」を「フロンティア推進区域」に、「ふじのくにのフロンティアを拓く取組」を「フロンティアを拓く取

組」に改め、同表を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

種類	設備
物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備	1　自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。）
	2　自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。）
	3　自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。）
	4　垂直型連続運搬装置（2以上の階に貨物を運搬するものに限る。）
	5　電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。）
	6　貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。）
	7　搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

附　則

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

2　改正後の湖西市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に同条例第5条第1項の申請をする設置者に係る奨励金から適用し、同日前に改正前の湖西市企業立地促進条例第5条第1項の申請をした設置者に係る奨励金については、なお従前の例による。